

令和7年度 社会福祉法人実地指導監査 主な指導事項一覧

1 社会福祉法人の運営に関するもの

項目	指導事項	ポイント
本部運営関係	評議員会の日時、場所及び議案等について、理事会の決議により定められていない。	評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、「評議員会の日時及び場所」、「評議員会の目的である事項があるときは、当該事項」、「法務省令で定める事項」を定めなければなりません。
	評議員会及び理事会に継続的に欠席している評議員及び役員が見受けられる。	評議員会及び理事会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会及び理事会に参加できない者が名目的・慣例的に評議員及び役員として選任されることは、適当ではありません。
	理事長（及び業務執行理事）の職務の執行状況の理事会への報告が、定款に基づいて行われていない。	理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません（法第45条の16第3項）。※業務執行理事も同様です。
	評議員会及び理事会の決議に当たって、「特別の利害関係を有する者がいるか」を確認していない。	評議員会及び理事会において、「特別の利害関係」を有する者は決議に加わることはできません。したがって、「特別の利害関係」を有する者の存否は決議を行う前に法人が確認しておく必要があります（確認を行っていることがわかるよう、記録等を残しておいてください。）。
	理事の選任手続きにおいて、各理事と特殊の関係がある者が上限を超えて含まれていないことを確認していない。	理事は、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が理事総数の3分の1を超えて含まれてはならず、選任手続きにおいて確認する必要があります。
	監事の選任手続きにおいて、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないことを確認していない。	監事は、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者が含まれてはならず、また、複数の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれてはならないため、選任の手續きにおいてその旨を確認する必要があります。
	評議員の選任手続きにおいて、各評議員及び各役員と特殊の関係にある者が含まれていないことを確認していない。	評議員会は、中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関であることから、当該法人の各評議員もしくは各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することはできません。

項目	指導事項	ポイント
本部会計関係	一部の契約について、経理規程に定めるところにより事務処理が行われていなかった。	<p>法人が各種契約を締結する際には、経理規程の定める手続きに則り、適正に事務処理を行う必要があります。</p> <p>「合理的な理由」が存在しないにも関わらず随意契約が行われていた事案（合理的理由の有無について検討したことがわかる記録の不存在も含まれます。）、複数業者から見積書を徴すべき案件でこれがなされていない事案、契約書の作成が必要な案件でこれがなされていなかった事案（契約書作成の必要性について検討したことがわかる記録の不存在も含まれます。）等がみられました。</p>
	計算書類、附属明細書、財産目録の数字と各種補助簿（小口現金出納帳等）の期末残高が相違している。	<p>毎会計年度終了後3ヶ月以内に法人が作成すべき計算書類、事業報告、附属明細書、財産目録（以下「計算書類等という」）は日々の会計処理を記録する会計帳簿（主要簿及び補助簿）に基づき作成するものであるから、これらの期末残高と計算書類等の数字は一致している必要があります。</p>
	<p>計算書類の注記について、注記すべき事項が網羅されていなかった。</p> <p>また、内容が実態と相違していた。</p>	<p>計算書類の注記は、法令（会計省令第29条、運用上の取扱い20から25等）に則り、実態に即して適正に作成する必要があります。</p> <p>※ 会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号） 運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号）別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」</p>
	月次報告、固定資産の現在高報告など、経理規程に定めるところにより事務処理が行われていなかった。	<p>法人の予算執行状況、固定資産の状況、寄附金の受入状況など、経理規程に定められた事務処理が行われていなかったり、理事長が確認した証跡がない事例が見受けられました。</p> <p>理事長が法人運営の執行状況を把握していないことは適切ではありませんので、経理規程に定めるところにより事務処理を行う必要があります。</p>
	小口現金が適切に管理・運用されていなかった。	<p>限度額を超えた範囲で運用している、利用者から徴収した金銭をそのまま小口現金に充てている、小口現金出納帳への記帳が漏れている等の状況が見受けられました。</p> <p>法人が管理する小口現金につきましては、経理規程の定めるところに管理・運用する必要があります。</p>